

食品安全委員会（第２７４回会合）議事次第

１．日時及び場所

平成２１年２月１９日（木） １４：００～
大会議室

２．出席委員（６名）

見 上	彪	（委員長）
小 泉	直 子	（委員長代理）
長 尾	拓	
野 村	一 正	
畑 江	敬 子	
廣 瀬	雅 雄	

３．議 事

（１）食品安全基本法第１１条第１項第１号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

- ・食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）第１食品の部 Ｄ 各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の２ 穀類及び豆類の成分規格の試験法の「（２）カドミウム試験法」を削除すること
（厚生労働省からの説明）

（２）食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 エトフェンプロックス
（厚生労働省からの説明）
- ・汚染物質 米のカドミウムの成分規格の改正
（厚生労働省からの説明）
- ・特定保健用食品 グルコバスター カプセル
（厚生労働省からの説明）

（３）添加物専門調査会における審議状況について

- ・「プロピオンアルデヒド」に関する意見・情報の募集について

（４）農薬専門調査会における審議状況について

- ・「パクロブトラゾール」に関する意見・情報の募集について
- ・「ミルベメクチン」に関する意見・情報の募集について

- (5) 肥料・飼料等専門調査会における審議状況について
 - ・「ノシヘプタイド」に関する意見・情報の募集について
- (6) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について
 - ・農薬「テフリルトリオン」に係る食品健康影響評価について
 - ・動物用医薬品「ラフォキサニド」に係る食品健康影響評価について
 - ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「タウリン」に係る食品健康影響評価について
- (7) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成21年1月分）について
- (8) その他

4. 配布資料

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
 - (2-1) 食品健康影響評価について
 - (2-2) 「エトフェンプロックス」の食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価について
 - (2-3) 米のカドミウムに係る食品健康影響評価について
 - (2-4) 「グルコバスター カプセル」（日清ファルマ株式会社）に係る食品健康影響評価について
- (3) 添加物専門調査会における審議状況について〈プロピオンアルデヒド〉
- (4-1) 農薬専門調査会における審議状況について〈パクロブトラゾール〉
- (4-2) 農薬専門調査会における審議状況について〈ミルベメクチン〉
- (5) 肥料・飼料等専門調査会における審議状況について〈ノシヘプタイド〉
- (6-1) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈テフリルトリオン〉
- (6-2) 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ラフォキサニド〉
- (6-3) 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈タウリン〉
- (7) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成21年1月分）について